

「新生児聴覚検査」の費用助成についてのご案内



新生児聴覚検査は、生後間もない新生児に実施する耳の検査です。聞こえの障がいや気づかれにくく、早期発見し適切な支援をすることが、言葉と心の成長にはとても大切です。お子さんの健やかな育ちのために、筑後市では新生児聴覚検査費用を助成します。

助成対象者

- ・令和5年4月1日以降に生まれた新生児の保護者で、新生児聴覚検査日に筑後市の住民基本台帳に記録されている人
- ・他自治体から新生児聴覚検査費用助成を受けている人は除く。
- ・新生児聴覚検査日時点で生後90日以内であること。

検査の種類と助成限度額

新生児聴覚検査は、通常、出生後2～3日のうちに入院している病院で、または1か月健診の時に受けることができます。

検査の種類 <small>※医療機関によって異なります。</small>	助成限度額
①自動聴性脳幹反応検査（AABR）	3,000円
②聴性脳幹反応検査（ABR）	3,000円
③耳音響放射検査（OAE）	1,500円

- ※検査費用が助成限度額を超えた分は自己負担となります。
- ※初回検査のみ助成対象です。確認検査・精密検査は対象外です。

補助券の使用方法

- 検査を受ける際に「筑後市新生児聴覚検査補助券」を産科医療機関等の窓口にご持参ください。
- ※補助券の使用期限は生後90日以内です。

補助券は、筑後市・八女市・久留米市（一部の医療機関では利用不可）にある産科医療機関でご利用いただけます。これ以外の地域で検査を受けた場合に助成を受ける方法は、裏面をご確認ください。

【お問い合わせ】 筑後市こども家庭サポートセンター
☎ 0942-48-1968



筑後市・八女市・久留米市以外の産科医療機関で新生児聴覚検査を受けた場合は以下の手順で申請してください。

※久留米市の一部の産科医療機関でも申請が必要な場合があります。

※申請期間は検査日より1年以内です。

～申請方法～

検査を受け一旦、検査費用全額を医療機関へ支払っていただきます。

領収書と診療明細書を保管してください。

検査結果を「筑後市新生児聴覚検査補助券」を産科医療機関等に提示し結果を記載してもらってください（必須ではありません）。



下記の【申請に必要なもの】をそろえて、筑後市こども家庭サポートセンターへご提出ください。

【申請に必要なもの】

- ①新生児聴覚検査補助券
- ②検査の領収書と診療明細書
- ③母子健康手帳
- ④印鑑（スタンプ印不可）
- ⑤保護者名義の通帳またはキャッシュカードのコピー
（金融機関、支店、口座番号、名義のカナがわかるもの）



助成対象に該当することを確認した後、助成金を振込みます

【お問い合わせ】 筑後市こども家庭サポートセンター
☎ 0942-48-1968

